

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
第1章 総則 （端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等） 第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2－1－1－1第7欄及び端末回線伝送機能設置手續費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。	第1章 総則 （端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等） 第4条 当社は、端末回線線端接続事業者と接続する場合において、その接続形態が当社の契約者と同一であるときは、当該接続に係る料金の計算及び支払い、接続料（番号案内機能等、端末間伝送等機能、端末回線伝送機能2－1－1－1第7欄、<u>光回線設備に係る拠点間通信機能</u>及び端末回線伝送機能設置手續費に係るものを除きます。）、当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止並びに技術的条件（技術的条件集形態1に別に定めるものを除きます。）のうち、その接続する役務の種類に応じ、各々の契約約款に規定されている部分（選択制による通話料金の月極割引、高額利用に係る基本額の割引及び長期継続利用に係る基本額の適用を含みます。）について、第1条（約款の適用）の規定にかかわらず、料金については、当社が事業者向け割引料金を設定し、協定事業者からの接続申込みを承諾し当該料金を適用するまでの間はその契約約款の料金表を準用し、その他の部分については、その契約約款の規定（施設設置負担金の差額負担に係る規定を含みます。当社が回線ごとに行う機能の利用の解除及び停止にあっては、その契約約款の当社が行う契約解除及び利用停止に係る規定とします。）を準用します。この場合において、片端が当社の契約者である専用回線の場合については、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の支払いは要しません。												
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用												
<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(7)（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td>ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(7)（略）	（略）	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。	<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(7)（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td>ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、<u>第1表（接続料金）第2（網改造料）1－1（網改造料の対象となる機能）第69欄を適用するときを除き</u>、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(7)（略）	（略）	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、 <u>第1表（接続料金）第2（網改造料）1－1（網改造料の対象となる機能）第69欄を適用するときを除き</u> 、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。
区 分	内 容												
(1)～(7)（略）	（略）												
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。												
区 分	内 容												
(1)～(7)（略）	（略）												
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ウ （略） エ 回線終端装置を利用する場合については、 <u>第1表（接続料金）第2（網改造料）1－1（網改造料の対象となる機能）第69欄を適用するときを除き</u> 、2（料金額）2－1－1に掲げる料金額に2－1－2第1欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。												
第2 網改造料 1 適用	第2 網改造料 1 適用												
<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(5)（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(5)（略）	（略）	<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(5)（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用</td><td>光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1－1（網改造料の対象となる機能）第69欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせで適用します。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(5)（略）	（略）	(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用	光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1－1（網改造料の対象となる機能）第69欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせで適用します。		
区 分	内 容												
(1)～(5)（略）	（略）												
区 分	内 容												
(1)～(5)（略）	（略）												
(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用	光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1－1（網改造料の対象となる機能）第69欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせで適用します。												

1－1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(68)	(略)	(略)

1－1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(68)	(略)	(略)
(69) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームを伝送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。